

平成20年度保健事業のご案内

1. 疾病予防対策関係

事業の種類	実施内容	実施期間 (予定)
成人病健診 (一次検査)	30歳以上の組合員を対象に、健康保持増進を目的として検査機関の検診車により巡回健診を実施。 ただし、大腸検査については、30歳以上の希望する組合員についてのみ実施。 人間ドック申込者は対象外(歯科検査を除く)。 ※検査の種類 1. 胃部検査 2. 心電図検査(35歳を除く30歳代) 3. 眼底検査(40歳以上) 4. 血液検査(35歳を除く30歳代は13項目、35歳および40歳以上は4項目) 5. 尿検査 6. 大腸検査 7. 歯科検査	5月～10月
精密検査 (二次検査)	一次検査の結果、精密検査が必要と判断された場合、組合が指定する医療機関において順次実施。 ※検査の種類 1. 胃部精密検査 2. 大腸精密検査	6月～3月
委託定期健康診断	所属所からの申し込みにより、成人病健診と同時に実施。 ※検査の種類 労働安全衛生法第44条の規定に定める定期健康診断項目の中から、所属所より申し込みのあった項目。	5月～10月
特定健康診査 ・ 特定保健指導	早い段階で生活習慣を見直し、糖尿病等の生活習慣病の予防対策として40歳以上75歳未満の組合員・被扶養者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施。 1. 特定健康診査 組合員は、所属所の定期健康診断・人間ドック医療機関にて受診。被扶養者は、指定の医療機関もしくは人間ドック医療機関にて受診。 2. 特定保健指導 特定健康診査の結果から共済組合が必要であると判断した組合員・被扶養者に対して特定保健指導を実施。	5月～3月
人間ドック助成	35歳(脳ドックは50歳)以上の希望する組合員と被扶養者を対象に、健康保持増進を目的として指定医療機関で実施。 ※コース ・日帰りコース ・1泊2日コース ・脳ドックコース ※共済組合助成額 ・組合員 20,000円、被扶養者 13,000円 ただし、節目該当年齢(40・45・50・55・60歳)の組合員 30,000円、被扶養者19,000円	4月～3月 (募集20年3月)
婦人科健診	30歳以上の希望する女性の組合員と被扶養者を対象に、健康保持増進を目的として指定医療機関で実施。 ※検査の種類 1. 子宮がん検査(問診・内診・頸部細胞診) 2. 乳がん検査(問診・内診・触診) ※検査の費用 共済組合が全額負担(上記1および2の検査項目に限る)。	4月～3月 (募集20年3月)
電話健康相談	健康医療についての電話相談(フリーダイヤル)。 ※電話番号 0120-03-1119 (通話料・相談料無料、年中無休)	年間
メンタル ヘルス相談	こころの健康についての相談(臨床心理士によるカウンセリング)。 ※相談予約専用電話 0745-72-5307(カウンセリング室直通)	年間
救急箱配布	救急箱と外傷薬を新規組合員に配布。	7月

2.保養関係

事業の種類	実施内容	実施期間 (予定)
保養施設利用助成	組合員および被扶養者が保養のため宿泊施設を利用したときに助成(利用前に各所属所共済事務担当者において「宿泊施設利用助成券」を発行)。1人1泊につき2,000円。 ただし、「四季の宿 やまと」は2,500円の助成。 ※宿泊施設 1.四季の宿 やまと(宴集会も助成) 2.協定施設 3.契約施設	年 間

3.健康家庭表彰関係

健康家庭表彰	3年間または1年間無傷病。	7 月
--------	---------------	-----

4.図書・広報関係

共済ニュース配布 (すこやか)	共済ニュースを年5回組合員全員に配布。	年5回
保健用リーフレット 配布	健康生活を営むための参考として、リーフレットを共済ニュースの中に掲載し、組合員全員に配布。	年5回
育児指導書配布	妊娠・出産・養育の手引書として、組合員、配偶者および被扶養者の出産(予定)者に月刊誌を1年間配布。	年 間

5.健康対策関係

食生活健康講座	食生活の重要性と健康の維持増進、健康管理の普及を図ることを目的として開催。	7 月
健康づくり教室	健康保持増進を推奨するうえで、健康づくりの意識高揚と健康生活習慣の実践の促進を図るため開催。	11 月
衛生管理者 (健康管理担当者) 研修会	組合員の健康管理を積極的に推奨し、所属所との協力体制を図ることを目的として開催。	6 月
ライフプラン セミナー	組合員の生涯生活設計を樹立するための支援を行うとともに、所属所のライフプラン事業の推進を支援することを目的として開催。	10 月

6.その他事業

災害見舞品配布	災害を受け、地方公務員等共済組合法第73条または、奈良県市町村職員共済組法定款第37条第2項の規定に該当する場合に配布。 ・短期給付の災害見舞金が2カ月以上に該当……………50,000円 ・短期給付の災害見舞金が0.5~1カ月該当 } 30,000円 ・短期給付の災害見舞金付加給付のみ該当	年 間
バカンスクーポン	JRの普通乗車券、長距離フェリー運賃等の割引(2割引、一部1割引)。利用条件や期間限定等があります。	年 間
旅行商品割引	共済組合が契約する旅行会社が取り扱う旅行商品の割引	年 間

保健事業のお知らせ(廃止事業と新規事業)

平成19年度に実施しました、健康づくり教室の中の「健康教室」を廃止します。かわって、生活習慣病の予防対策として、40歳以上75歳未満の組合員・被扶養者に対してリスクに応じた特定保健指導を実施します。